

## こんなときはかならず届け出を ～届け出は14日以内に～

こんなとき	持っていくもの	
国保に加入するとき	他の市区町村から転入したとき	転出証明書、印かん
	他の健康保険などを脱退したとき	健保の離脱証明書、印かん
	生活保護をうけなくなったとき	保護廃止決定通知書、印かん
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳、保険証、印かん
	外国籍の方が加入するとき	外国人登録証明書
国保を脱退するとき	他の市区町村へ転出したとき	保険証、印かん
	他の健康保険などに加入したとき	国保と健保の保険証、印かん
	生活保護をうけはじめたとき	保護開始決定通知書、保険証、印かん
	死亡したとき	死亡を証明するもの、保険証、印かん
	外国籍の方が脱退するとき	外国人登録証明書、保険証
その他	退職者医療制度に該当したとき	年金証書、保険証、印かん
	退職者医療制度に該当しなくなったとき	保険証、印かん
	住所・世帯主・氏名などが変わったとき	保険証、印かん
	保険証をなくしたり、汚して使えなくなったとき	身分を証明するもの、保険証、印かん
	修学のため、子どもが他の市区町村に住むとき	在学証明書、保険証、印かん
長期出張・旅行などで別個の保険証が必要とき	保険証、印かん	

## 国保

### 届け出は お済みですか？

他の市区町村より転入されたり、退職などで職場の健康保険などをやめられた方（生活保護受給者は除く。）は、国民健康保険に加入しなければなりません。

また、国民健康保険の加入者で、他の市区町村へ転出さ

れたり、就職し職場の健康保険に加入された方は、必ず届け出が必要です。

この届け出は、14日以内に行わなければなりません。

加入の届け出の手続きが遅れると、転入した日や職場の健康保険などをやめた日までのさかのぼって加入していただくこととなりますし、資格ができた月までさかのぼって保険料も納めていただくこととなります。その間の医療費は、保険証がないため全額自己負担となります。

喪失の届け出の手続きが遅

れると、いつまでも保険税がかり、ついつつかり国民健康保険証を使って診療を受けてしまうことがあります。この場合は、国保から支払われた医療費を、あとで返していただくこととなります。

このように届け出が遅れると、いろいろな面で不利なこととなります。忘れずに早めに手続きを行ってください。

### お問合せ先

役場町民課保険医療係

☎985-4107

## 年金

納めることが困難な方や  
学生の皆さんには  
保険料免除、納付特例の  
制度があります！

国民年金に加入する20歳から60歳までの長い期間には、納めることが困難な時期があるかもしれません。また、学生の方は収入がない方が大半で、支払いに困る場合が多いのではないのでしょうか。

そこで、そんな時のための免除の制度をお知らせします。この制度は、学生と一般の2つに区分されます。

### 学生の場合

#### 学生納付特例制度

〔対象者〕

- ①左記に在学する学生
  - ・大学（大学院）、短大
  - ・高等専門学校、専修学校
  - ・各種学校、その他教育施設
 （対象となる学校は個別に定められ、夜間や通信教育課程の学生は除きます。）
- ②学生本人の前年所得が68万円以下。

### 〔申請の方法〕

平成13年度の在学が確認できるもの（学生証、在学証明書、授業料の支払済領収書のいずれか）と認印を持参のうえ、年金窓口へ。

### 一般の場合

#### 申請免除制度

〔対象者〕

- ①前記対象の学生を除く被保険者の方
- ②世帯全員が前年度所得申告済みの方

### 〔申請の方法〕

認印と所得証明書（平成13年1月1日時点において町外に住民票を置かれていた方のみ、その市町村発行のもの）を持参のうえ、年金窓口へ。

両申請とも、承認基準を基に社会保険事務所が審査されます。

なお、1年間の免除、及び納付特例を希望される方は、5月中に手続きをお願いいたします。また、両申請とも年度毎の承認となるため、昨年度に引き続き今年度も希望される方も、忘れずに手続きをお願いします。

### お問合せ先

役場町民課年金係

☎985-4106